

令和9年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、令和9年度に相模原市立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める「令和9年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、次のとおり定める。

1 教科用図書の採択について

(1) 令和8年度は次の教科用図書を採択する。

ア 相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和9年度に使用する教科用図書

イ 相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和9年度に使用する教科用図書

ウ 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和9年度に使用する特別支援教育関係教科用図書

(2) 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和9年度に使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償措置法」という。)第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則(昭和39年文部省令第2号)第6条各号に掲げる場合を除き、令和7年度に採択した教科用図書と同じものを採択する。

(3) 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和9年度に使用する特別支援教育関係教科用図書は、各学校が「令和8年度用一般図書契約予定一覧」から、令和9年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点に基づいて調査研究した図書を採択する。

2 教科用図書採択における基本原則

(1) 相模原市を一地区として採択する。

(2) 小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(令和9年度使用)」に登載されて

いる教科用図書のうちから採択する。

- (3) 外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努める。
- (4) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。
- (5) 採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努める。